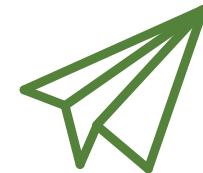


令和 6 年度 (2024年度)
練馬区 当初予算案 記者発表資料 (抜粋版)

まだまだ大きく発展するまち・ねりま



保育サービスの充実

新規
充実

保育サービスの充実

登園時の保護者負担軽減の推進

練馬こども園の拡充

7,143,336千円（保育サービスの充実）

[-] * (登園時の保護者負担軽減の推進)

75,194千円（練馬こども園の拡充）

*保護者と事業者の契約のため区予算の執行なし

全国トップクラスの保育定員増を実現し、3年連続で待機児童数ゼロを達成！

1 保育サービスの充実

- 保育サービスを充実するため、国の職員配置基準に区独自で上乗せをし、手厚い人的体制としています。私立認可保育所などが長時間保育等を行うために保育補助者を雇った際の支援を充実し、更なる体制強化を図ります。
- 保育現場で働く職員を確保するため、職員の待遇改善を着実に進めます。国による保育士等の待遇改善に区独自で対象者を拡大し、支援しています。
- 拡大する障害児の保育ニーズに応えるため、区立保育園の障害児受入を進めます。引き続き、私立園への巡回指導や地域型保育施設への上乗せ給付等により、各園における障害児の受入体制を充実します。



2 登園時の保護者負担軽減の推進

- 「おむつのサブスク」や電子連絡帳の導入など保育のICT化を実現しました。更に保護者の負担軽減に取り組みます。

3 練馬こども園の拡充

- 平成27年度に区独自の幼保一元化施設である練馬こども園を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。練馬こども園の更なる拡大に取り組みます。「3歳からは幼稚園に通わせたい」という保護者ニーズに対応します。

1 保育サービスの充実

(1) 区独自の職員加配の継続

1歳児の保育士配置基準は、国は園児6人に対し1人です。区は園児5人に対し1人と、手厚く配置しています。

また、看護師の配置は国基準では不要ですが、区は0歳児を預かる園で配置しています。必要な人件費相当額を保育施設に引き続き支援します。

(2) 保育補助者雇用強化補助の拡充

私立認可保育所や小規模保育事業所が保育補助者を雇用した際に、財政支援を行っています。

令和6年度から保育ママや認証保育所を対象に加え、人的体制を更に強化します。

(3) サービスを支える人材の確保

保育現場で働く職員を確保するため、国の対象から外れた看護師や栄養士などの専門職や区が加配する保育士等への区独自支援（9,000円程度）を引き続き行います

(4) 障害児保育の充実

6年度から、区立保育園の障害児受入枠（3名）のうち、乳児枠（1名）を撤廃し、乳児がより入園しやすくなります。

私立認可保育所を臨床心理士や社会福祉士が巡回指導し、障害児保育のスキルアップを図っています。6年度から対象を地域型保育施設に広げます。

引き続き、障害児1人にに対し、職員1人を配置できるよう、地域型保育施設への区独自の上乗せ給付を行います。



2 登園時の保護者負担軽減の推進

民間企業と連携し、「おむつのサブスク」に加え、新たに「エプロンのサブスク」を導入します。区立直営園から開始し、区内保育施設に広めていきます。

保護者の登園準備の負担を更に減らし、ご家庭で親子が触れ合う時間を増やします。

【毎日の持ち物の変化】



▲サブスク導入前

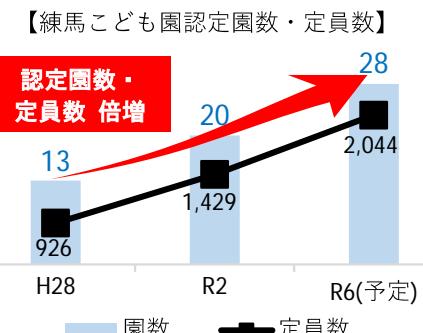


▲サブスク導入後（6年度以降）

3 練馬こども園の拡充

6年度に練馬こども園2園を新たに開始します。更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助します。

また、2歳児までの保育施設の園児が練馬こども園の園庭で遊ぶなど、連携を充実することにより、3歳児以降、円滑に練馬こども園へ入園できるようにします。



子育てサポートの充実

新規
充実

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
一時預かり事業の拡充

41,214千円（妊娠・出産・子育て期における相談支援の充実）
78,992千円（産後ケア事業の充実）
182,787千円（ベビーシッター利用支援事業）
36,639千円（乳幼児一時預かり事業の充実）

1 妊娠・出産・子育て期における相談支援の充実

- 心身の負担が特に大きい妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向にあります。安心して出産・子育てができる環境の更なる充実が必要です。
- 気軽に相談や問合せができるようオンライン相談やチャットボット、妊娠8か月の相談などを実施しています。よりきめ細やかな支援を行うため、相談体制を充実します。

2 産後ケア事業の拡充

- 出産直後から母子の心身のケアや育児サポート等を行う産後ケアのニーズは年々高まっており、利用者数も増加しています。
- 高まるニーズに対応するため、より利用しやすい環境を整えます。



3 一時預かり事業の拡充

- 共働き家庭の増加等により、子どもの一時的な預け先の選択肢の拡大が求められています。
- 家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、様々なニーズを持つ保護者の希望に応じたサービスを提供する必要があります。
- 急な残業や土日勤務が発生したときや、家庭で子育てしている際に急な事態が発生したときなどに、一時的に子どもを預けられるサービスを拡充します。



1 妊娠・出産・子育て期における相談支援の充実

(1) 2か月児相談の新設【新規】

産後うつ病は、産後3か月以内の発症が多いことから、生後2～3か月頃の乳児の保護者を対象に、保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに、保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談や個別相談を実施します。

(2) 1歳児子育て相談の充実

1歳の誕生日を迎える時期に実施するアンケートでは、身長や体重など発育に関する相談が寄せられています。1歳児の子育て相談の際に、新たに「身体計測」を実施し、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を実施します。

1か月	2～3か月	4か月	6か月	9か月	1歳
1か月児健診 (産院)	2か月児相談 (保健相談所) 新	4か月児健診 (保健相談所)	6か月児健診 (医療機関)	9か月児健診 (医療機関)	アンケート実施 1歳児子育て相談
乳児家庭全戸訪問					
アプリ、LINEによるプッシュ型の情報発信	チャットボットによる問合せおよびオンライン相談				

▲0歳から1歳までの各種健診・相談事業

2 産後ケア事業の拡充

(1) 実施事業者数の拡充

利用を希望する方のニーズに対応するため、実施事業者数を拡充するなど、受入体制を充実します。

(2) 利用者負担額の軽減

利用回数に関わらず、利用者負担額を1回あたり一律2,500円減額します。

【利用者負担額（令和6年度）】

	減額前	減額後
母子ショートステイ	6,000円	3,500円
母子デイケア	4,000円	1,500円
産後ケア訪問	3,000円	500円

※生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料

3 一時預かり事業の拡充

(1) ベビーシッターの利用料助成制度の導入【新規】

未就学児の保護者を対象に、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。都が認定した事業者を利用した際の利用料の一部を区が補助します。

【事業開始】6年7月（予定）

【補助上限時間（児童1人あたり）】

年度あたり 144時間まで

多胎児は児童1人あたり288時間まで

24時間365日

理由を問わず利用可能！



【補助上限額（1時間あたり）】

7時～22時 2,500円 / 22時～翌7時 3,500円

【対象経費】ベビーシッター利用料

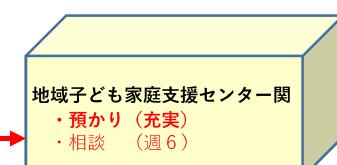
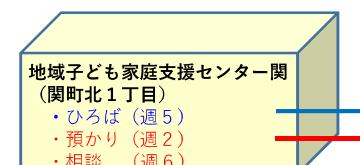
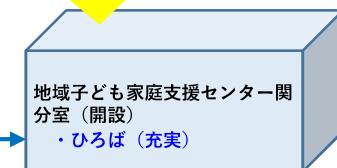
※年会費・交通費・キャンセル料・おむつ代等付随サービスは除く

(2) 乳幼児一時預かり事業の充実

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、7年度に地域子ども家庭支援センター関の分室を開設します。

地域子ども家庭支援センター関で実施している子育てのひろば事業を分室に移転し、乳幼児一時預かり事業を充実します。

分室を新たに開設し、
乳幼児一時預かり等を充実！
(R6工事、R7工事・開設)



児童相談体制「練馬区モデル」の強化

新規
充実

(仮称) 東京都練馬児童相談所の設置
子ども家庭支援センターの体制強化
ショートステイ事業の充実

1 (仮称)東京都練馬児童相談所の設置

- 子どもを虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。
- 令和2年7月、都内で初めて都区共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現しました。

「練馬区モデル」は他区にも拡大中

都は虐待対応拠点を、台東区・中央区の合同設置に続き、4年4月には渋谷区に設置しました。

- 都は、6年度に(仮称)東京都練馬児童相談所(都練馬児相)を、区子ども家庭支援センター(区子セン)と同一施設内に設置します。都区の緊密な連携を更に深めていきます。

1,864千円（東京都練馬児童相談所設置に係る
施設内改修等）
21,110千円（ショートステイ充実）

2 子ども家庭支援センターの強化・充実

- 都練馬児相が区子センと同一施設内に開設されることで、3年8月から実施している虐待通告の初期対応機関の振り分けが随時できるようになり、より速やかな虐待対応が可能となります。
- 児童虐待対応件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、子育て世帯に対する支援を行うために、専門職員を増員し、支援事業を充実します。



1 (仮称) 東京都練馬児童相談所の設置

都は、6年度に都練馬児相を区子センと同一施設内に設置します。設置後は、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問などが随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も迅速に行われるようになります。

同一施設（豊玉北5-28-3）

2F

(仮称) 東京都練馬児童相談所

- 施設入所など広域的対応や、児童福祉司・児童心理司などによる専門的対応などを行う
- 強い介入と指導を担う



充実ポイント

- 都区職員の情報共有や合同の協議が**日常的に**
- 都区合同の家庭訪問や合同面談等が**随時可能に**
- 都の一時保護などの法的対応が**更に迅速・的確に**



▲都区合同会議

都区の緊密な連携

1F

虐待の未然防止・重篤化の防止

練馬区子ども家庭支援センター

- 地域の子育て支援サービスなどを活用しながら、福祉・心理・保健の専門職員による寄り添い支援を行う
- 親子の心情に寄り添った相談対応を担う



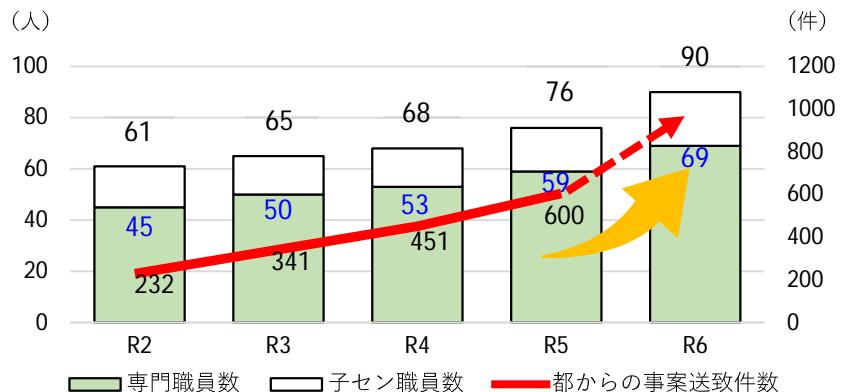
2 子ども家庭支援センターの強化・充実

(1) 子ども家庭支援センターの体制強化（専門職員の増員）

6年4月から子センの職員を14名増員し、子センの相談体制を強化します。

ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、個々の状況に応じた支援につなげます。更に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を担う係を新設し、妊娠期からの切れ目ない支援を充実します。

【子ども家庭支援センターの職員数と都からの事案送致件数の推移】



(2) ショートステイ事業の充実

① 親子入所型ショートステイの実施 【新規】

子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる、親子入所型ショートステイを開始します。

② 子どもショートステイの充実

保護者の疾病・出産・就労や育児不安などにより、家庭で養育することが一時的に困難な時に子どもを宿泊で預かる子どもショートステイの実施場所を増やします。

学齢期の子どもや若者の居場所の充実

新規
充実

- ねりっこクラブの実施校拡大・ねりっこプラスの継続
- 学童クラブの障害児等受入れ枠の拡大
- 学童クラブのICT化
- 就労支援プログラムの充実

1 ねりっこクラブの実施校拡大・ ねりっこプラスの継続

- 学童クラブの需要は今後も伸びが見込まれます。全ての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備するため、全区立小学校での早期のねりっこクラブ実施に向けた取組を進めます。
- 学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、区独自の待機児童対策を実施します。

2 学童クラブの障害児等受入れ枠の拡大

- 特別な配慮が必要な障害児が増えているため、学童クラブの障害児受入れ枠を拡大します。

- | |
|---|
| 3,647,010千円（ねりっこクラブの実施校拡大・
ねりっこプラスの継続） |
| 47,673千円（学童クラブの障害児等受入れ枠の拡大） |
| 3,479千円（学童クラブのICT化） |
| 28,515千円（就労支援プログラムの充実） |

3 学童クラブのICT化

- 保護者の利便性を高めるため、オンラインでの入会申請と電子連絡帳を導入します。

4 就労支援プログラムの充実

- ひとりぼっち状態等にある方を対象とした居場所の提供や相談、自立への支援を行っています。就労の意欲が高まった方を就労支援へつなげるとともに、定着に向けた支援を行います。



1 ねりっこクラブの実施校拡大・ねりっこプラスの継続

(1) ねりっこクラブの実施校拡大

小学校内の施設を活用して、学童クラブとひろば事業の運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指し、計画を進めています。令和6年4月に、新たに7校で開設（全65校中59校）し、学童クラブの定員を拡大します。ひろば事業は、三季休業期間中等にも実施日を拡充するとともに、学校応援団の協力を得ながら、地域とのつながりを活かした事業を充実します。

(2) ねりっこプラスの継続

学童クラブの待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる保育機能を持った安全な居場所を確保する区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施します。

※学童クラブ（全87施設）
保護者の就労等により放課後保育を必要とする児童を預かる事業

※ひろば事業（全65校で実施）
放課後帰宅せずに参加できる「安全・安心な居場所」を学校施設内に確保する事業



2 学童クラブの障害児等受入れ枠の拡大

特別支援学級（固定級）のある小学校（11校）のねりっこ学童クラブの障害児受入れ枠を48名から75名に拡大します。

3 学童クラブのICT化【新規】

(1) 入会申請のオンライン化

6年秋に開始する7年度入会申請から、スマートフォンやパソコン等で申請ができるようにします。窓口等に行かず、24時間いつでもどこでも申請ができるようにし、デジタルで手続きを完結させます。

(2) 電子連絡帳の導入

保護者の利便性を高めるため、6年度の夏休みまでに電子連絡帳を導入します。欠席・早退などの保護者と学童クラブとの連絡をスマートフォンやパソコン等ができるようにします。

4 就労支援プログラムの充実

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。

就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。



▲パン屋での職場体験

支援が必要な子どもたちへの取組の充実

新規
充実

不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

障害児や医療的ケア児への支援の充実

34,478千円（不登校児童・生徒への支援）
6,568千円（ヤングケアラーへの支援）
9,004千円（特別支援教育支援）
137,178千円（医療的ケア児支援）

1 不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

■不登校児童・生徒

令和5年度に「ねりまホッとアプリ+（プラス）」の導入、校内別室登校支援員の配置など支援を強化してきましたが、依然として区内の不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。不登校に至った要因や継続している理由等は一人ひとり異なります。児童・生徒の将来的な社会的自立に向け、個別の状況に応じた支援を実施します。



■ヤングケアラー

区が独自に行った調査では、小学6年生の1.6%、中学2年生の1.5%がヤングケアラーの可能性があり、子ども自身が支援を求めることが少ないことから顕在化しにくい状況が明らかになりました。早期に発見し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

2 障害児や医療的ケア児への支援の充実

■特別な支援を必要とする子どもたちは増加傾向にあります。

障害の重複や医療的行為等、必要な支援も複雑化・多様化しています。支援の充実に向けた取組を強化していきます。



1 不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

(1) 学校教育支援センター石神井台の設置【新規】不登校

区西部地域のニーズに対応するため、上石神井駅付近の民間施設を借り上げ、3年3月から適応指導教室事業を、暫定的に実施してきました。

事業を安定的に実施するため、区立施設の跡施設を改修し、6年4月に学校教育支援センター石神井台を開設します。

面談室の新設や居場所スペースの増床等整備を充実し、一人ひとりの状態に応じた不登校児童・生徒への支援を実施します。

(2) I C Tを活用した学習・相談支援の充実不登校

メタバースを活用した学習・相談支援を試行実施し、I C Tを活用した支援の更なる充実に向け、具体的な検討を進めます。



▲メタバース上の学習・相談支援イメージ

(3) スクールソーシャルワーカー（SSWr）による支援の強化【新規】

不登校 ヤング
ケアラー

5年度にSSWrを16人から20人へ増員しました。

迅速かつ適切な支援につなげるよう学校や関係機関との更なる連携・協力を図るため、SSWrを統括する常勤職員を新たに1名配置します。

(4) 周知啓発および教員向け研修の実施ヤング ケアラー

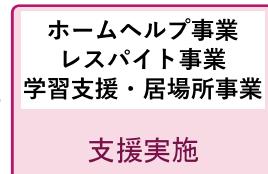
区立小中学校の児童・生徒へ動画等を活用した周知啓発を行います。また、教員向けの研修機会を増やします。

(5) ヤングケアラーコーディネーターの配置【新規】ヤング ケアラー

子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげます。

(6) 養育支援家庭訪問事業の拡充ヤング ケアラー

ヤングケアラーなど支援が必要となる家庭の家事や育児等の負担を軽減するため、ヘルパー派遣事業を拡充します。



2 障害児や医療的ケア児への支援の充実

(1) 特別支援教育に係る新たな方針の策定【新規】

障害児の支援を充実するため、6年度に特別支援教育に係る新たな方針を策定します。方針に基づき、特別支援学級の増設や教員の質の向上、支援員の確保策について検討します。

(2) 医療的ケア児への支援の充実

5年度に策定する医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、福祉、医療と連携して医療行為の拡大等について検討します。

簡易ベッドや医療機器用蓄電池等を配備するとともに、教員・保育士・看護師等への研修を実施し、受入体制を充実します。